



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

日本弁理士クラブ幹事長 長 濱 範 明

1. はじめに

日本弁理士クラブ（日弁）は今年で創立78年を迎えます。

脈々と受け継がれてきた日弁の使命を本年度も全うし、次年度以降により良い組織として引き継げるよう、幹事長としての重責を果たすべく全力で頑張っていく所存です。

ご支援、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

2. 日弁の使命

(1) 一つ目の柱

日弁の使命の一つ目の柱は、弁理士会の会務運営を人事及び政策の両面から支えることです。

3月までは、日弁擁立の鈴木一永会長率いる役員会の集大成となる政策の実現に向けて全面的にサポートします。

そして、4月からは、初の西日本弁理士クラブ（西弁）擁立の北村修一郎会長率いる役員会の政策実現に向けて、数多の会長を擁立し弁理士会を支えてきた日弁の知識と経験をフル活用して全面的にサポートし、西弁と弁理士連合クラブ（連合）との三派の協力体制を牽引していきます。

その一環として、昨年度は月1回1時間のペースで幹事長及び政策委員長と会長及び官房役副会長とで実施していた意見交換会を、本年度はそこに西弁（幹事長+1名）及び連合（幹事長+1名）が加わって三派で同様の意見交換会を実施して参ります。これにより、日弁と役員会との間のみならず西弁及び連合と役員会との間のコミュニケーションがより密になり、三派での役員会のサポート体制が強化されると確信します。

(2) 二つ目の柱

日弁の使命の二つ目の柱は、日弁五派と一体となって本年度の弁理士会役員選挙に臨み、全ての日弁推薦候補者を確実に当選させることです。

そのためには、各派における綿密かつ緻密な事前準備と迅速かつ活発な投票依頼活動が要です。本年度は会長選挙はないので、副会長、監事及び常議員の選挙になりますが、不測の事態になっても余裕をもって対処できるよう、先ずはいずれの選挙においても投票選挙になることを想定し、協議委員会を通じて各派における万全の準備を推進して参ります。

また、本年度は、協議委員会において、各派における得票数の増加に有効と思われるノウハウを差し支えない範囲で開示してもらい、「日弁五派における選挙の事前準備及び投票依頼活動」をまとめて事前に各派で共有することにより、日弁全体としての得票力の強化を図る予定です。

3. 本年度の幹事会の活動方針

日弁をより良い組織として引き継いでいけるよう、本年度の幹事会では、

ENJOY！日弁
 ～日弁の活動に関わる全ての会員が
 「関わって良かった」
 と実感できる活動を目指して～

を合言葉に活動して参ります。

先ずは、日弁のために活動する会員自身が、その活動を通じて何かしら「活動して良かった」と実感することができ、次年度以降も前向きに取り組んで

いこうという気持ちが醸成されるよう、個々の活動の意義と必要性がきちんと共有され、そして個々の活動を通じて皆が達成感を得られるようになることを強く意識して活動します。

次に、日弁の行事等に参加してくれた会員が、少なからず「参加して良かった」と実感し、今後も日弁の活動に前向きに参加してみようかという気持ちが醸成されるよう、個々の行事等の意義と必要性を運営者側がきちんと共有し、参加者目線とホスピタリティの気持ちを大切に全ての行事等が運営されるよう取り組んで参ります。

4. 本年度の活動

(1) 委員会

日弁の使命（二つ目の柱）で述べた協議委員会の活動に加えて、例年通り以下の委員会でも積極的に活動し、さらに本年度は6年ぶりに規約委員会を立上げて以下の規約改正を検討します。

①政策委員会

役員会のサポートの一環として、秋頃に役員会から事業計画について中間報告を受け、意見交換する機会を設ける予定です。その際、その機会を三派で実現することも視野に入れて検討します。

また、日本弁理士会のあるべき姿と長期的政策（10年後を見据えて）について本年度も検討し、検討結果を役員会に提出する予定です。

②研修委員会

例年通り、特定侵害訴訟代理業務試験対策研修会を実施し、さらに弁理士会認定外部機関としての研修も企画する予定です。

③会報広報委員会

本年度は会報委員会と広報委員会を統合し、会報「日弁」については例年より早く、9月の発行を目指す予定です。

また、日弁ホームページについては、政策概要、重点政策項目及び人事協力状況についてアップデートするとともに、全ての行事や研修についてタイムリーに掲載するようにし、日弁の活動や楽しさについて積極的に広報していく予定です。

④規約委員会

副会長候補者推薦基準における「配慮されることが望ましい事項」について、特に「執行理事の経験があること」の扱いを含めて実態を考慮して整理し、改正の必要性を含めて検討する予定です。

また、政策委員長を幹事会の構成に加えること、並びに、幹事長欠けたとき又は幹事長に事故あるときに政策委員長が幹事長の職務を代行することができるようにすることについて、会則の改正を視野に検討します。

(2) 行事

旅行会を6月21日（土）～22日（日）に「湯本富士屋ホテル」で、ゴルフ大会を6月22日（日）に「仙石ゴルフコース」で開催し、さらにテニス大会、五派リレーマラソン、ボウリング大会を例年通り開催する予定です。

さらに、本年度は4年ぶりに五派交流イベントを企画し、特に若手の会員も参加しやすく、五派の会員が家族や友人とともに交流できるイベントとして7月23日（水）に「日弁夏祭り2025～浅草花やしき夜間貸切企画～」を開催します。

5. おわりに

脈々と受け継がれてきた日弁の使命を全うするとともに、委員会や行事等を通じて「日弁に関わって良かった」と実感してもらえよう鋭意活動して参りますので、日弁を、そして弁理士会と一緒に盛り上げて参りましょう！

ご 挨拶

日本弁理士会副会長 高 橋 雅 和

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和7年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております高橋雅和です。日本弁理士クラブの先生方には、日頃より大変お世話になっており、また日本弁理士会の会務にご協力いただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

本年度は、地域会における設立20周年記念式典や大阪でのEXPO開催など、非常に多くの企画やイベントが開催される予定であり、役員会としてもこれらが円滑に実行できるよう努力しております。

本年度は北村修一郎先生を会長に擁し、西日本の方々と会務を多く行っておりますが、日弁が積極的に政策立案時から協力した結果、これまでの施策が生かされながら会務を進めることができていると感じております。

早速ではありますが、ご挨拶を兼ねまして、担当している会務活動のいくつかについてご紹介させていただきます。

2. 活動報告

【国際活動センター】

国際活動センターは、センター長の大沼加寿子先生を中心に、国際業務について見識豊かな先生方で組織されています。弁理士の国際的業務を支援するために設立され、総勢約100人の大所帯であり、日本弁理士会の国際事業を統括しております。

コロナ禍が一息つき、対面の国際交流が再び戻ってきたことは、皆さん実感していることと思います。国際的にも同様で、海外弁理士団体から、多くの会合のリクエストや招待が届くようになってきて

います。このため、国際活動センターとして対面での会合に対応する必要性が多くなってまいりました。その一方、ここ数年で国際情勢は大きく変容し、さらにインフレと円安の影響は非常に大きいものがあります。

そこで、本年度は、これまでの国際活動センターの事業を見直し、海外派遣自体の数としては減らしつつも、各活動の内容をより繊細に練ることで、新たな時代に対応した活動を実行・検討しています。

本年度はすでにAIPLA、フランスの弁理士協会、韓国弁理士会との交流等を行いました。また、SACEPOなど海外の行政庁との会合等にも対応しております。このような活動においては、他の委員会・地域会からのリエゾンメンバーに入っていたり、後に述べるAI利活用ワーキンググループで作成した日本弁理士会のAI利活用ガイドラインを紹介したりするなど、国際活動センター内にとどまらない活動をしています。

このような国際交流が進むことで、海外から有用な情報を獲得できるだけでなく、日本からの視点だけでは気づかない世界のトレンドを知ることができ、このような情報を会員の皆様に報告書等を介して提示しています。

【著作権委員会】

著作権委員会は、久村吉伸先生を委員長として、例年より約50名で活動しておりますが、近年はAIやコンテンツ関連など、著作権分野が着目される機会が非常に多くなってきました。特に、今年の知的財産推進計画では、コンテンツ産業の振興が大きく取り上げられております。そこで、著作権委員会では、

コンテンツ産業振興における課題などについて、検討をすることとしています。なお、コンテンツ知財に関しては、著作権委員会だけではなく他の多くの委員会にも委嘱事項をお願いしているところです。

さらに、著作権委員会は外部発信にも力を入れており、「弁理士の著作権情報室」として多くの記事をウェブに掲載していますが、多くのPVを獲得しており、弁理士の知名度向上を目的として活発な活動を行っています。その一方、判例研究・研修開催など学術的・実務的な研究も行っており、バランスの取れた活動を行っています。

【弁理士推薦委員会】

弁理士推薦委員会は、奥川勝利先生を委員長として、外部機関などへの弁理士の推薦を行う委員会です。一般の会員の皆様が委員会活動に直接触れる機会はあまりありませんが、例えば裁判所調査官の推薦（選考）を行うなど、対外的に非常に重要な活動が含まれています。このような委員会の委員として活動されている皆さんによって、日本弁理士会の活動が支えられている、ということを強く実感しています。

【知財制度検討委員会】

知財制度検討委員会は、中尾直樹先生を委員長として、弁理士会が外部に発信する意見（例えば、パブコメ対応や、法改正に関連した意見）を、各種委員会の横串を通し、政権変動があっても一貫した意見を保つことができるように構成された委員会です。このために、多くの実務系委員会の委員長にも委員に入っていただいております。したがって、特殊な委員構成をしておりますが、多くの日弁の先生方に協力いただく形となっており、日本弁理士会の活動における日弁の重要性を実感することができます。歴代の役員会や日弁の諸先輩方が積み上げてきた歴史や知見が途切れることがないように、引き続き皆様の協力を得ながら活動してまいります。

【九州会】

本年度は九州会の担当となりました。九州会は、下田正寛先生を会長として、今年設立20周年を迎え

ました。そこで、7月末には設立20周年の記念式典が開催されます（本稿が公表される時にはすでに開催がなされた後と思われます）。当該式典について、恙無く開催されるように注力しております。また、熊本市が2025年4月8日に、知財経営支援モデル地域創出事業の知財重点支援エリアに新たに選定されました。本事業は、知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体（地域）を知財重点支援エリアとして指定し、該地域に事業プロデューサーを派遣し、事業プロデューサーは、地域の支援機関等の支援リソースを効果的に活用しながらプロデューサーチームを形成し、中小企業等の課題解決から製品プロモーションまで、一気通貫の地域支援体制を構築した上で、地域中小企業等に個社支援を実施する、というものです。この事業は政府が推進する事業の中でも注目度が高い事業であり、本事業が成功するよう、本会としても経営センター等を介して協力を行っています。

【棚卸ワーキンググループ】

棚卸しワーキンググループは令和5年度に設立され、大澤豊先生にWG長として活躍いただいております。日本弁理士会が実施する事業を定期的に見直す仕組みを導入することにより、中長期にわたる事業全体をより効率的かつ効果的なものとし、持続可能で安定した日本弁理士会組織を構築することを目的としています。今年度は、西日本から初の会長を擁して活動しておりますが、この棚卸しワーキンググループが提供した資料が、次年度会務検討委員会における会務検討において非常に大きな役割を果たしました。このような資料があることで、政権が代わっても、一貫した施策や見直しが可能となっております。

【AI利活用ワーキンググループ】

AI利活用ワーキンググループは、昨年度設立され、最も大きな任務であるAI利活用ガイドラインの作成については、WG委員として関わらせていただきました。他の士業に先駆けて公表できたことで、国内において非常に良い評価を受けたと同時に

に、外国からもその内容について注目されています。そこで、今年度は、当ガイドラインの英語版を作成し、海外の弁理士団体とのディスカッションに利用されることが期待されています。

3. おわりに

その他、いくつかのワーキンググループや外部団体などを担当しておりますが、日本弁理士会の会務が本当に多岐にわたることを改めて実感している日々です。そして、このような活動が積み重なって弁理士の職域や信頼性が担保されていること、それは日弁をはじめとした皆様方の献身的な活動により支えられている、ということがよくわかります。皆様方には改めて心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

ご 挨拶

日本弁理士会副会長 高 橋 昌 義

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和7年度の日本弁理士会副会長に就任いたしました春秋会の高橋昌義でございます。日頃より、日本弁理士クラブの皆様の会務への多大なるご協力、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

私は、一昨年度及び昨年度、鈴木一永前会長のもと執行理事を務めさせていただき、会務の進め方だけでなく、リーダーシップのあり方など様々な経験と勉強をさせていただきました。これらの経験を生かして、私にいただきました副会長としての1年の任期、悔いの残らないよう、精一杯務めさせていただきます。存じますので何卒よろしくお願いいたします。

また、本年度は西日本弁理士クラブから初めて北村修一郎先生が会長に就任され、特別な意義を持つ年でもあります。このような節目の年に、副会長として活動できることを大変光栄に思うとともに、日本弁理士クラブがこれまで培ってきた豊富な知見と経験を活かし、微力ながら精一杯努めてまいりたい所存です。

2. 会務報告

(1) 本年度事業計画

他の副会長からのご挨拶においてご説明があるかと存じますが、本年度の事業計画では、「それぞれの弁理士道を極めよう！尖（とが）れ弁理士！」というスローガンを掲げつつ、前年度までに築かれた礎のもとその政策を承継し、知的財産を活用した企業の挑戦の支援、弁理士の存在感の向上及び弁理士の活躍の支援を通じて日本経済の再活性化を目指す施策を進めていきます。

(2) 担当附属機関・委員会・地域会

私は本年度、主担当として、知財支援センター、東海会、特許委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、情報企画委員会、継続研修履修状況管理委員会、知財情報標準化ワーキンググループ、知財総合支援窓口ワーキンググループを担当しております。以下主担当の附属機関等について説明させていただきます。

<知財支援センター>

日本弁理士会の附属機関である「知的財産支援センター」の主な事業には、知財制度に関する普及啓発、発明の評価・権利化支援、各種セミナーや講演の開催などがあります。特に教育機関に対しては、依頼に基づいて出前授業やセミナーを実施しており、次世代への知財教育に力を入れています。

また、特許庁、文部科学省、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と連携し、「パテントコンテスト」および「デザインパテントコンテスト」において、審査や権利化支援で積極的に関与しています。

さらに、「目利きの弁理士によるキラリと輝く発明発掘プロジェクト」も推進しています。このプロジェクトは、国立高等専門学校機構が主催するロボコン、プログラミングコンテスト、デザインコンペティション等に出場した作品の中から、弁理士が優れた発明を見出し、出願から権利化までを支援します。特許取得に関する費用は日本弁理士会が負担しており、学生が知財制度を実体験できる貴重な機会となっています。

また、2024年1月に発生した能登半島地震の被災地

域に対しては、「災害復興支援制度」に基づき、特許出願等の出願費用の一部を補助する支援を継続しています。

<東海会>

日本弁理士会東海会は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野を管轄としています。関東会・関西会に次ぐ規模を誇り、地域社会と連携した多様な事業を展開しています。

本年度は、「知的財産が当たり前で尊重される社会をめざす」というミッション及び「知的財産ステキ財産」というキャッチフレーズのもと、知財の普及と活用促進に取り組んでいます。特に教育機関との連携による知財教育、企業・自治体との連携による普及活動、知財経営支援などを重点事業として推進しています。

また「地域資源IP活用委員会」を新設し、農林水産分野や伝統工芸など、地域創生に関わる分野での知財活用を強化しています。さらに「女性会員活躍促進委員会」を立ち上げ、会務のみならず知財実務全般における女性の活躍を支援しています。

<特許委員会>

特許委員会は、日本弁理士会における中核的な専門委員会の一つであり、特許制度の改善と円滑な運用を目的に、調査・検討および提言を行っており、更には関係機関との意見交換、周知活動の実施なども行います。

現在は約70名の会員が在籍し、特許法をはじめとする制度面・実務面双方からの課題に対応する活動を展開しています。

また、ソフトウェア関連発明やAI関連技術の進展に伴う保護・権利行使上の課題についても継続的に調査・研究を進めており、新技術に対応した制度的整備の方向性も探っております。

<バイオ・ライフサイエンス委員会>

バイオ・ライフサイエンス委員会は、医薬品、バイオテクノロジー、食品、化粧品、農林水産分野など、ライフサイエンスに関連する技術領域における知的財産制度について調査・研究を行い、実務に資

する検討を進めています。

また本委員会は2025年10月8日から10日までパシフィコ横浜で開催される「BioJapan 2025」への出展を予定しています。この展示会はライフサイエンス分野におけるアジア最大級のパートナーリングイベントであり、産学官の関係者が一堂に会する機会です。知的財産制度に関する最新の調査・研究成果を紹介し、来場者との意見交換を通じて実務上の課題やニーズを把握することを目指しています。

<情報企画委員会>

情報企画委員会は、日本弁理士会における情報基盤の整備や運用の見直しを担い、会務の効率化と会員サービスの向上を目的に活動しています。

令和7年度は、実務に即した情報環境の整備を進めるべく、旅費精算手続の簡素化と効率化を目的とした旅費精算システムの導入検討や、会が運用する情報システムについての長期改修計画の策定に取り組んでいます。

また「弁理士ナビ」や「電子フォーラム」の改善にも着手しており、利便性や検索性の向上、情報発信の効率化に向けた具体的な改善案の検討を進めています。

本年度は、Web会議システムとしてMicrosoft Teamsへの移行を進めており、チャット機能やクラウドストレージ等のサービスの活用についても検討を進めています。

<継続研修履修状況管理委員会>

継続研修履修状況管理委員会は、弁理士が専門職としての資質と能力を継続的に維持・向上させることを目的として、会員の履修状況を適切に管理する役割を担っています。弁理士が社会的責任を果たす上で必要な知識や技能を最新の状態に保つことを求めるものであり、主な業務としては、各会員の研修受講実績の確認、履修未達成者への通知、必要に応じた個別対応の検討があります。

<知財情報標準化ワーキンググループ (WG) >

知財情報標準化WGは、令和7年度に新設された

WGであり、特許事務所における業務の効率化を目指して検討を行っています。現在、特許庁・顧客・弁理士の間でやり取りされている各種情報の形式について、取扱いや仕様を調査・把握し、標準化のあり方を議論しています。

本WGでは、専用ソフトウェアの開発に依存せず、情報そのものの構造や書式を標準化することで、業務の簡素化と効率化を目指しています。

<知財総合支援窓口ワーキンググループ（WG）>

知財総合支援窓口WGは、知財総合支援窓口の運営を円滑に行い、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）との間で必要な調整や協議を行うために設置された組織です。各支援窓口において弁理士が担う相談対応業務の重要性が高まる中、窓口支援担当者と弁理士の役割分担や業務のすみ分けが、実務上の重要な課題となっています。

3. おわりに

本稿執筆時点では、副会長としての活動を開始してまだ三か月程度と浅く、執行理事の経験を活かしながらも、手探りの状況もございます。責任の重さを自覚しつつ、一つひとつの職務に真摯に取り組んで行きたいと思います。



会務報告

日本弁理士会副会長 青木博通

1. はじめに

昨年度の日本弁理士会役員選挙におきまして、日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和7年4月1日から日本弁理士会副会長を務めさせていただいております南甲弁理士クラブの青木博通です。

日本弁理士クラブの先生方には日頃より会務運営にご支援ご協力をいただいておりますことに御礼申し上げます。

2. 会務報告

私が主担当として担当する附属機関、地域会、委員会、WGは、以下の通りです。

外部団体としては、経済産業省北海道経済産業局、税関、日本関税協会、経団連、日本公認会計士協会、日本知財学会も担当しております。

(1) 中央知的財産研究所

中央知的財産研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的とする附属機関です。

日本弁理士会のシンクタンク的な役割を担います。私も研究員として、長期にわたり、ご指導いただいた経験があります。

所長は中村仁先生です。

審議委嘱事項は、「知的財産推進計画にリンクする研究成果の抽出及び抽出結果の利用方法の検討」、「電子書籍化された『別冊特許』への会員のアクセスを確保するための方策の検討」で、その他に、

3つの委嘱事項があります。

これらの審議委嘱項等を実行するために、中央知的財産研究所は、運営会議、正副所長会議、作業部会、研究部会から構成され、活動しています。

研究部会では、「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」、「知的財産と経済－技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯－」、「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは－権利成立段階と権利成立後の両面から－」が研究対象となっており、新たなテーマについても現在検討中です。

(2) 北海道会

北海道会は、2005年12月21日に日本弁理士会臨時事総会決議により設置され、今年20周年を迎えます。

会長は、富田尊彦先生です。

72名の弁理士と5つの弁理士法人が所属しています（2025年3月現在）。

知的財産権制度の普及のため、講演会や無料相談会の実施、発明くふう展への審査員派遣などを行っており、ホームページでは弁理士検索システムも提供しています。

また、特許庁、北海道経済産業局、北海道庁、(公社)発明協会、商工会議所、弁護士会等の交流も行っています。

(3) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、1) 選挙人名簿の作成、選挙の告示、候補者の推薦・立候補等の届出の受理、役員選挙広報の公示、投票及び開票の管理その他の選挙に関する事務の遂行、2) 開票所立会人及び郵便投票

立会人の選任、当選人の決定その他選挙を実施するのに必要な事項の決定、3) 選挙権及び被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施にあたって生じた疑義についての決定、4) 選挙運動の監督を行う委員会です。

委員長は、折居 章先生です。

役員定時選挙の締切日後に到達した投票用紙を検証し、その理由について検討しております。理由としては、選挙は到達主義であるが発信主義と勘違いしている、翌日配達がなされると勘違いしている（2021年10月1日から翌日配達の制度が廃止）等が考えられます。

本年度は、このような勘違いがないように、注意喚起する予定です。

(4) 業務対策委員会

業務対策委員会は、弁理士の職域に関する調査・研究、弁理士法第75条、第76条の違反行為に対する処置、その他の知的財産権関連事犯に対する防止策の検討、処置及び被害者救済のための方策の策定を目的とする委員会です。

諮問事項は「非弁該当行為についての検討・外部へ向けての公開」、審議委嘱事項は「知財に関するグレーゾーンに関する研究」「AIを用いた商標登録出願ほか特許庁に対する手続の支援サービスと弁理士法第75条との関係の検討」です。

これらの諮問事項等を実行するために、業務対策委員会は、以下の3つの部会に分かれて活動を行っております。

第1部会：外部DBを利用した非弁の疑いがあるものへの問い合わせ

第2部会：審議委嘱事項2（AI）

第3部会：審議委嘱事項1（グレーゾーン）

弁理士法75条、76条に違反する可能性のある行為を行っている個人、団体には、調査の上、問い合わせ状を会長、副会長名で送付し、対応をしております。その数はかなりの件数になります。

悪質な事案には、刑事告発も視野にいて対応します。

業務対策委員会の自発的な調査も行っております

が、会員からの情報提供による場合もあります。皆様の情報提供をお待ちしております。

(5) 意匠委員会

意匠委員会は、意匠制度についての政策提言を作成すること、意匠法、著作権法、不正競争防止法等デザインの保護制度及び審査基準に関する調査・研究、意匠に関する国際条約の調査・研究などを目的とする委員会です。

委員長は、森廣亮太先生です。

諮問事項は、「意匠法に関する法改正及び審査基準改訂に関する検討及び提言」、「意匠制度の運用に関する検討及び提言（意匠出願増を含む意匠制度の活用・活性化のための施策の検討・立案を含む）」であり、その他に「各種国際会議への参加（WIPO等）、参加支援及び情報収集、並びに会員への迅速な情報発信（都度発信）」など12の委嘱事項があります。

これらの諮問事項等を実行するために、意匠委員会は、以下の3つの部会に分かれて活動しています。

第1部会は、①仮想空間、②生成AI制度、③補正・分割・訂正について検討しています。①及び②は現在審議会で検討されている法改正マターであり、③は将来法改正の検討がなされる可能性のある事項になります。

第2部会では、登録意匠の分析を行っており、今年は、動的意匠と改正後の関連意匠を分析することになっています。

第3部会では、他国と比べて意匠出願数が少ないロカルノ分類を調査して、活用案の提案により出願数の増加を目指すと共に、国際系のイベントへの対応も随時行っていく予定です。

その他、特許庁意匠課、日本知的財産協会意匠委員会、日本インダストリアルデザイン協会（JIDA）などとの情報交換も積極的に行っています。

(6) 商標委員会

商標委員会は、商標制度についての政策提言の作成、商標の制度及び審査基準の調査・研究、不正競争防止法、著作権法及び商標関係条約に関する重要事項について関係官庁、諸団体等に適切に対処する

こと等を目的とする委員会です。

委員長は、中山真理子先生です。

諮問事項は、「商標制度、商標法の法改正又は審査基準の改訂に関する検討及び提言であり、その他に「商標法の改正及び商標法に関する審査基準等の改正に対する対応」など16の委嘱事項があります。

これらの諮問事項等を実行するために、商標委員会は、以下の3つの小委員会に分かれて活動を行っています。

第1小委員会：拒絶理由通知等の理由の記載に関する分析検討

第2小委員会：審判実務の課題について 商標法第4条第1項第11号の商標の類否判断の均質性に関する分析検討

第3小委員会：国際会議対応

その他、特許庁商標課・審判部や日本知的財産協会商標委員会との意見交換会も行っています。

今年は、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループが再開され、コンセント制度等について検討される予定です。

(7) 貿易円滑化対策委員会

貿易円滑化対策委員会は、知財の模倣対策に関する調査・研究、関税法等による水際取締りの検討等を目的とする委員会です。

委員長は、鷹野亨先生です。

委嘱事項は、「日本及び海外の模倣品問題（インターネット関連を含む）を改善するための模倣品対策・水際対策（日本の税関制度運用等）についての情報収集及びそれに基づく提言、並びに会員への迅速な情報発信（都度発信）」、「模倣品・税関に関する国内関係官庁（経済産業省、財務省及び外務省等）、並びにIIPPF（国際知的財産保護フォーラム）、CIPIC（日本関税協会）、WCO（世界税関機構）、中華商標協会、その他模倣品・税関関連団体等との交流、情報・意見交換及び連携強化」など9つあります。

これらの委嘱事項を実行するために、貿易円滑化対策委員会は、以下の2つの部会に分かれて活動しています。

第1部会：外部団体への委員派遣、外国における模倣品・海賊版対策についての情報収集及び会員への情報提供等

第2部会：水際手続きに関して国内外の税関及び関係団体との交流、情報・意見交換及び集合研修開催等

IIPPFには、中国、アジア太平洋、中東アフリカ、インターネット、啓発といった部会があるため、各部会に委員を派遣しています。

委嘱事項にある団体以外に、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）との交流もあります。

CODAの総会に参加しましたが、少人数ながら、有名企業のトップが参加しており、コンテンツビジネスにおける模倣対策の重要性を改めて認識しました。

その他、今年は、模倣対策に関するセミナーを2本開催する予定です。

(8) 弁理士紹介制度WG

弁理士紹介制度WGは、各地域会の委員より、弁理士紹介制度の現状をご報告いただき、お互いに刺激を受けて、さらに工夫をしていくこと、他の地域会にも同制度の導入をお願いしていくことを目的としております。

ワーキンググループ長は、瀧野文雄先生です。

現在、同制度は、東海会、関東会、関西会、九州会、東北会、中国会、四国会で導入されており、各地域会のマンパワーに応じた制度となっております。

3. おわりに

令和7年度事業計画を達成すべく、北村修一郎会長、他の副会長、執行理事と共に、残りの副会長の職務を精一杯務めてまいります。

日本弁理士クラブの先生方からのご指導ご鞭撻を引き続きよろしくお願いいたします。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 高松 俊雄

1. はじめに

無名会の高松俊雄です。令和7年度日本弁理士会副会長を拝命しております。昨年の役員選挙では、日本弁理士クラブからご推薦いただきまして、各会派の皆さまには大変お世話になりました。この場をお借りして心より御礼申し上げます。

本年度は、『それぞれの弁理士道を極めよう！尖れ弁理士！』というスローガンのもと、北村修一郎会長1年目の副会長として会務に取り組んでおります。

コロナ危機が終焉して全く影響を感じない中で会務活動を行える喜びと充実感を感じながら、皆様のご期待に沿えるように会務に従事しております。

私の主な担当は、「研修所」、「綱紀委員会」、「審査委員会」、「不服審議委員会」、「経営基盤強化委員会」、「産業標準委員会」、「北陸会」であり、これらの活動状況について簡単にご報告させていただきます。

2. 会務報告

(1) 研修所

太田昌孝所長を昨年度所長の千且和也副所長及び昨年度担当副会長の服部秀一執行理事が支える体制が構築されており、円滑に運営されております。

研修所の基本方針は、知的財産立国の人的基盤である質の高い専門家としての弁理士の育成を図るため、3つの法定研修（継続研修、実務修習及び能力担保研修）を中心に各種の研修事業を企画・運営することです。

本年度は特に倫理研修の改訂作業に関する実施計画を作成し、令和10年より実施できるようにスケジュールを計画して準備を進めております。今後実施していく改訂内容は、集合研修の事例問題の改訂、集合研修及びeラーニング研修の時間配分の変

更、eラーニング研修の科目変更及びコンテンツの新規作成です。

特に、研修所と連携して、業務対策委員会で倫理研修に入れるべき非弁行為の事案について取りまとめ、コンプライアンス委員会でハラスメント、直近の会員処分及び上記非弁行為に関する事例や情報を集約して集合研修で使用する事例問題を改訂する重要な作業を行って参ります。

また、研修所において、集合研修の時間を5時間から6時間に変更した場合の具体的な研修運営方法及び講義日程等について検討します。さらに、「弁理士研修システム」について倫理研修10単位の単位数の表示変更のためのシステム改修を行う一方、内規第94号「継続研修実施規則」第8条を含め、関係する例規を見直し、必要な例規改正を行う予定です。

(2) 綱紀委員会

綱紀委員会は、弁理士から選任した委員と弁理士以外の者から選任した外部委員とによって組織され、会員に対する処分条件について処分理由（会則第49条第1項）に該当する事実の有無について調査（本会の秩序又は信用を害した否かの評価を含む）する委員会です。会長からの請求により調査を開始し、調査結果を書面で会長に報告します。開始時期や内容によって、年度を跨いで継続される案件もあります。今年は担当案件数が多く、複数の案件を担当する部会も多くあります。

(3) 審査委員会

審査委員会は、審査委員会規則（会令第37号）に基づいて、会員の処分について審査します。担当副会長を含め執行役員会は審査に関与しません。なお、処分は会長名で行うことになります。

(4) 不服審議委員会

綱紀委員会が調査し、会長が「会則第49条第1条の処分自由に該当する事実がない」と判断し、処分請求人から不服申し立てがあった事案が、不服審議委員会に調査請求されます。最近、処分請求人から不服申し立てされる案件が少なくなっております。

(5) 経営基盤強化委員会

経営基盤強化委員会では中小規模の特許事務所における事務業務の効率化の検討を行っています。前年度に続いてRPAなどの自動化ソフトの導入及びAIの活用について検討しており、中小事務所への情報提供を行っております。また、特許事務所における人材確保の検討（求人を除く会員向けの啓発事業、合同採用フェアの検討、日本弁理士会ホームページでの求人情報コーナーの検討を含む）を行っています。今年名古屋等で合同就職説明会を開催しました。また、事業の承継又は共同化に関心のある会員に対する情報の提供（事業の承継又は共同化の相手を探す機会の提供・会員マッチングシステムの周知・事業承継セミナーの開催等）を行っています。マッチングセミナーは東京や大阪で開催予定です。

(6) 産業標準委員会

産業標準委員会では弁理士業務に役立つ産業標準に関する情報及び具体例の検討を行っています。また、産業標準に関する会員向けセミナーの企画及び実施を行っています。また、産業標準に係る諸機関・諸団体への対応、連携、情報交換及びその報告を行っています。具体的には、知財標準化一体的活用WGに担当副会長、担当執行理事、現委員長が参加しており、経済産業省の標準化人材データベースSTANDirectryへの標準化人材の登録対応を行っています。

近年、知財と標準化を一体的に取り扱うビジネスモデル構築が産業競争力法に明示されたこと等、「日本型標準加速化モデル」の実現に向けて、標準関連業務において弁理士に期待される役割を把握し、今年度の活動に生かしていくことが重要と考えます。

また、標準化を取り巻く知財、特に海外企業との間で行われる交渉等が活発に行われるようになって

おり、弁護士、あるいは、経済産業省等とのより密なコンタクトの必要性が高まっています。このため、これら外部との連携をより活発にしていくことが求められています。

(7) 北陸会

北陸会は、新潟県、富山県、石川県、福井県の北陸4県で構成されています。他の地域会とは事情が異なり、北陸会の各県を管轄する経済産業局が、新潟県は関東経済産業局、富山県と石川県は中部経済産業局、福井県は近畿経済産業局と分かれています。関東経済産業局の所在地は埼玉県（関東会）、中部経済産業局の所在地は愛知県（東海会）、近畿経済産業局の所在地は大阪府（関西会）であり、何れも北陸会以外の府県にあります。

日本弁理士会は、特許庁、INPIT、日本商工会議所により4者連携を形成して「知財経営支援モデル地域創出事業」を昨年度から新たにスタートしました。その知財重点支援エリアとして、青森県、石川県、神戸市の3地域が選定されました。このモデル事業は中小企業庁も新たに参画して5者連携として今年も継続して実施されます。北陸会が石川県での事業を行う際に、愛知県を所在地とする中部経済産業局と円滑に連携できるようにバックアップいたします。

3. おわりに

本原稿を執筆している時点では、まだ会務が始まったばかりであり、これからが本番と考えております。日本弁理士クラブの皆様のご支援を頂いて副会長として会務を行わせて頂いておりますので、皆様のご期待に沿えるように、誠心誠意会務に精進して参りたいと存じます。引き続き暖かいご支援の程お願い申し上げます。

以上



常議員会報告

日本弁理士会常議員 須藤 雄一

令和7年5月2日、日本弁理士会令和7年度第1回常議員会が開催された。出席者数の確認を経て、仮議長である北村修一郎会長より開会が宣言され、会則の定めに従い議長の選出へと進行した。仮議長に一任する形で、蔵田昌俊常議員が議長に選任された。

議長選任後、以下の9議案が審議対象として提示され、慎重に審議が進められた。

1. 令和7年度執行理事の選任
2. 令和6年度事業報告の承認
3. 令和6年度決算の承認
4. 令和7年度事業計画の承認
5. 令和7年度予算の承認
6. 外部常議員の選任承認
7. 外部監事の選任承認
8. 外部意見聴取会委員の選任承認
9. 分科会委員の選任

審議の様子と課題

議案審議においては一部常議員による発言が小声かつ冗長であったため、議事進行に支障が生じた。議長より発言の簡潔化が促されたものの、予算関連の議案等では議論の深度が必要との反論もあり、発言の質と議論の必要性との間に摩擦が生じた。このような場面は議事運営上の改善課題と捉えられ、今後の運営ルールや発言指針の明確化が求められる。

常議員会の制度的位置づけ

常議員会は、日本弁理士会会則第17号第8章の第75条から第81条に基づいて構成されている。特に第78条において、総会に付す議案の事前審議が明記されており、常議員会は意思決定機関として極めて重

要な役割を担う。また第80条では決議の公示に関する規定、第80条の2では機関長等の出席要件についての詳細が定められている。

- 第75条 常議員会の組織等
- 第76条 常議員会の招集権
- 第77条 常議員会の招集手続
- 第78条 常議員会の審議事項
- 第79条 削除
- 第80条 常議員会の決議の公示
- 第80条の2 機関長等の出席
- 第81条 常議員会の細目

政策継承と事業施策の概要

昨年度の役員会は、「礎を次世代に承継する仕組み」の整備として、過去の議論を電子的に保存・共有する構想を提示した。

本年度の役員会は、「前年度までに築かれた礎のもとその政策を承継しつつ、知的財産を活用した企業の挑戦の支援、弁理士の存在感の向上及び弁理士の活躍の支援を通じて日本経済の再活性化を目指す政策を進める。」とした。

前執行部と180度異なる政策を実行されても混乱が深まるばかりである。全てが安定しすぎるのもよくないが、安定した礎の上に政策を実行することは評価できる。礎の上に引き続いて構築が進むことを期待する。

令和5年度からの流れを見ると、「特許庁等の関連団体との連携」、「知的創造教育の強化」等をはじめとした既存政策の5項目、「情報収集・分析」、「事業の棚卸」等をはじめとした新規施策の5項目を重点施策として種々の活動が進められた。この活動を踏まえつつ、令和6年度は、その活動を引き継いで、重

点施策及び具体施策を実行した。令和7年度は、その結果を事業計画に引き継いだ。

令和6年度施策の背景と成果

令和6年度の重点施策は、日本経済の長期停滞に対する対応策として打ち出されたものである。日本は1990年代のバブル崩壊以降、成長力を欠いた状態が続き、2020年の新型コロナウイルス感染症によるパンデミック、2022年の急激な円安による物価上昇なども相まって、経済の低迷が一層深刻化した。

知的財産分野では、商標登録出願の件数こそ変動を伴いつつ推移しているものの、特許・実用新案・意匠の出願件数は減少傾向に歯止めがかからず、制度活用の停滞が目立っている。こうした状況の中、弁理士制度を通じた知的財産の活性化が求められた。

令和6年度は、上記背景のもと以下の重点施策が実行された：

- ・知財経営支援ネットワークの構築・強化
- ・生成AI時代における弁理士業務の再定義
- ・農林水産分野での知財活用支援
- ・国際的な知財保護・利用の促進
- ・キッザニアとの連携による次世代教育支援
- ・2025年大阪・関西万博への取り組み
- ・情報収集・分析体制の整備
- ・弁理士関連規定の見直し
- ・DE&I推進（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）

これらを実現するための具体事業施策としては：

- ・「知財業務の活性化」
- ・「組織強化」
- ・「人材育成・強化」

つまり、特許庁など関連機関との連携強化、知的創造教育の推進、情報収集・分析体制の構築、事業棚卸による成果検証、弁理士業務の多様化への対応等が実現された。加えて、生成AI時代を見据えた業務提案や、国際的な知的財産保護強化、さらには農林水産分野での知財活用などが新規施策として実行された。また、「2025年大阪・関西万博」への参画や「DE&I（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）」推進、「キッザニア」などの協業など、社会との接点も重視された。

これら施策は、特許庁や関連団体との連携を強めるとともに、知財を社会実装する取り組みとして高く評価される。

令和7年度施策の背景と展望

令和7年度の事業計画は、令和6年度に築かれた「礎」を引き継ぎながら、新たな視点を持って日本経済の再活性化を図ることを目的としている。

日本は他国に比べ、企業資産における知的財産や無形資産の割合が低く、研究開発投資も伸び悩んでいる。この状況を打破するには、知的財産創出者に経済的利益を還元する仕組みを強化し、制度の活用範囲を拡大する必要がある。弁理士はこの流れの中で、制度利用の促進や新たな業務領域に挑戦することで、専門職としての付加価値を高め、企業からの評価を得ていくべき立場にある。

令和7年度の重点施策は、上記背景のもと次の3つとした：

1. ロールモデルの発表
2. 知財経営支援の強化
3. 2025大阪・関西万博への対応

これらを実現するための具体事業施策としては：

- ・企業挑戦の支援
- ・弁理士の存在感の向上
- ・弁理士の活躍の支援

つまり、弁理士の価値認知拡大等を図り、知的経営支援の全国展開等を図り、国際的プレゼンスの確保等を図る計画である。また、中小企業への知財戦略導入支援等、弁理士業務の多様化に対応したスキル向上等、对外発信の強化等、若手・女性弁理士等の活躍支援策の展開等も予定されている。

これらの施策が、令和5年度～令和6年度の施策と接続しつつ、将来の完成形へとつながっていくことが強く期待されている。

締めくくり

今回の常議員会ではすべての議案が承認され、今後の弁理士会の持続的発展に向けて力強い第一歩が踏み出された。外部常議員による挨拶の後、会議は閉会した。弁理士制度を通じた日本経済の再構築に向け、各施策の着実な実行が望まれる。

監事長挨拶

日本弁理士会監事長 峯 唯 夫

弁理士登録以来約35年になりますが、この間、役員や委員会委員として継続して会務に係わってきました。そして、昨年度監事に推薦頂き、本年度は会務活動の総仕上げという気持で監事長を努めさせて頂いています。

監事会の活動についてご報告いたします。

1. 監事会とは

監事会は、主として会務監査と会計監査をおこなう機関です。監査の観点は、「監査に関するマニュアル」に規定されており、「監事会は、日本弁理士会における会務および資産、会計について、相当性、適法性、妥当性、合理性、正確性などの観点から厳正に監査し、会務および財務会計に関する内部統制の整備や運用状況の検証ならびに評価を行ない、もって会務執行、資産及び会計処理の適正化に資することを責務としている。」とされています。

このような責務を、中立な立場から執行するために、監事には広範な「兼任の禁止」が定められています。監事会は、10人の監事（会員）と5人以内の外部監事（本年度は2名）とで構成され、任期は2年。会員である監事は毎年半数が交代しており、例年2年目の監事から幹事長が選任されています。

2. 監査の手法

（ア）会務監査

日本弁理士会監査細則（会規第15号）において、「執行役員会の会務執行状況に関する監査は、執行役員会議事録等を含む監査に必要な書類等（以下「監査資料」という。）に基づいて行い、必要があるときは、執行役員会から会務執行の状況の説明を受け

る。」と規定されています。

この規定に則り、監事は、監事会開催前に執行役員会議事録を精査し、不審、不明な事項、裏付けとなる資料の開示を求める事項、その他の質問事項を事務局に提出します。監事会は毎月1回開催されていますが、毎回30～40の質問が提示されています。

監事会においては担当副会長（今年度は小谷副会長）から説明を受け、資料の開示を受けます。このとき監事は、説明内容などを「相当性、適法性、妥当性、合理性、正確性などの観点」から検討します。説明を受け「問題なし」とされることが多いのですが、中には更に疑問が寄せられたり、異論が表明されることもあり、監事会として改善を求めることもあります。

マニュアルには「監事会は、選挙によって選ばれた監事と総会で承認された外部監事により構成されているものであるから、個々の監事の意見を最大限尊重するものとし、監事会において全会一致での統一見解が得られない場合には、多数意見に対する少数意見を報告書その他の文書に明記する。」とありますが、今までのところ、監事の意見が割れたことはありません。監事会での発言は、毎回作成される議事録に記録されます。

監事会では、事業支出の妥当性が問題になることがしばしばあります。執行役員会で事業支出が承認された段階で、執行役員会の議事録に費用が記載されます。そこで監事会では費用の妥当性、場合によっては事業そのものの妥当性を検討することになります。マニュアルには「財務会計における合理性、妥当性 事業計画の実施に伴って発生する費用支出について、会費の適切な使用の評価・検証のため、

費用対効果の視点から監査する。」と記載されています。

(イ) 会計監査

会計監査に関してマニュアルには、「事業別ないし項目別の監査に重点を置く。突合監査は、必要限度の範囲内で実施する。」と記載されています。

ひと月におこなわれる資金の出入りは膨大な項目にわたり、個々にチェックをすることはできません。実情としては、次のように進めています。

①「一般会計」及び「特別会計 研修事業費」の収支計算書及び貸借対照表の確認。

②当該月における特に大きな支出項目の確認。

これらは、担当副会長（今年度は小澤副会長）から説明を受けて行います。

支出の妥当性を会計資料から監査することは監事にとって荷の重い仕事であり、事実上、上記会務監査においておこなっていると考えています。

「突合監査」は一定金額以上の出入りについてのみ行っています。

(ウ) 外部監事

監事会は、外部監事を含めて構成されています。外部監事の方からは、「弁理士の常識」とは異なる視点からご意見を頂くことも多く、マニュアルで求められる「社会的妥当性」日本弁理士会は、一般社会との関わりの中で活動しているので、会務についても、当然のことながら社会の一般通念に照らして妥当性がある内容が求められる。したがって、監査にあたっては、一般の社会通念に照らして妥当性があるか否かの視点も求められる。」という監査の観点において、極めて大きな働きをしていただいていると思います。

3. 雑感

監事を拝命して1年少しというところですが、この間一番感じているのは「監事は弁理士会の活動を俯瞰して客観的に見ることのできる仕事だ」ということです。

筆者は副会長を経験していますが、そのとき、ひ

と月分の議事録を読み返すということはありませんでした。また、退会者の数や年齢を気にすることはありませんでした。自分の担当を動かしていくことが重くのしかかり、他の副会長の担当案件への関心も十分ではなかったと反省しています。

監事として議事録を読むとき、「この議案の決定までにどんな議論がされたのだろうか」と考えます。

「忙しくて立ち止まる時間がない」執行役員の方々の足跡を記した議事録を、監事が「俯瞰的、客観的」に読み込み、質問をする。

この関係が弁理士会の活動を支えている、というように考える次第です。

以上

日本弁理士会研修所の活動について

日本弁理士会研修所 所長 太 田 昌 孝

1. ご挨拶

令和7年度より日本弁理士会研修所所長に就任いたしました、弁理士春秋会の太田昌孝です。日本弁理士クラブの会員の皆様には、日頃より研修所の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

令和7年度の日本弁理士会研修所の活動についてご報告いたします。

2. 継続研修

長きに亘った新型コロナウイルス感染症も終息しました。コロナ禍に突貫工事で開始したライブ配信研修も、大きな問題を生じさせることなく運用することができるようになっています。ライブ配信研修による利点として、PC等があれば受講することができ、研修受講のための移動時間を削減できるという点が挙げられます。新型コロナウイルス感染症が終息した今であっても、その利点を享受したいというニーズを受け、ライブ配信研修を積極的に実施しています。そうは言っても、リアルでの研修のニーズもあり、現在では、リアルでの集合研修、ライブ配信研修、リアルとライブ配信とを同時に行うハイブリッド研修の3態様で研修を実施しています。

皆様ご承知のとおり、弁理士は継続研修の受講等により5年間のうちに70単位を取得しなければなりません。今年度は、Cグループの最終年度にあたります。集合研修のみならず、eラーニング研修のコンテンツも充実させておりますので、Cグループの会員におかれましては、今年度中の規定時間の研修受講を完了するようにお願いいたします。

継続研修のテーマは、研修所の継続研修企画運営部において運営委員が中心となって選定していま

す。しかし、運営委員以外の会員による持ち込み企画も大歓迎です。良い研修テーマがございましたら、是非とも企画書をご提出いただけると幸いです。

3. 倫理研修

今年度中に倫理研修を受講する必要がある会員は、Cグループの会員です。5時間のeラーニング研修と、5時間の集合研修、合計10時間の倫理研修を受講しなければなりません。今年度も、例年同様に、集合研修は、リアル集合研修とライブ配信研修を併用して実施します。年度末が近くなると混み合いますので、なるべく早めに受講することをお勧めいたします。

昨年度から、倫理研修の見直しのためのプロジェクトチームを立ち上げ、倫理研修の見直しについての議論を進めてまいりました。昨今のハラスメントに関する苦情件数等の増加に鑑み、倫理研修において、ハラスメントに関する知識や対応方法を学ぶためのハラスメント研修を実施することにしました。すでに、会員の皆様へは弁理士会から案内が届いていると思いますが、倫理研修の集合研修を従来の5時間から6時間に、eラーニング研修を5時間から4時間に変更し、6時間の集合研修にハラスメントに関する研修を組み込むこととなります。令和10年度から新しい倫理研修がスタートし、Aグループの会員から新しい倫理研修を受講いただく予定としています。eラーニングのコンテンツも新しくなりますので、可能であれば、eラーニング研修も新しいコンテンツのものを受講いただければと思います。

新しい倫理研修の詳細についてはこれから検討を進めていくところではありますが、会員の皆様から

もご意見がございましたら、お気軽にご連絡ください。新しい倫理研修の詳細については適時に周知していきますので、そちらをご確認いただけると幸いです。

4. 能力担保研修

特定侵害訴訟代理試験を受験するために能力担保研修を受講する必要があります。今年度の能力担保研修は、例年通り、特許庁、日本弁護士連合会等にご協力いただき、無事に実施され終了いたしました。

能力担保研修の受講者数や特定侵害訴訟代理試験の受験者数が、年々減少傾向にあります。特定侵害訴訟代理試験に合格し、付記登録を受けたとしても、日本における訴訟件数が少ないこともあり、係争案件に携わることのない弁理士も少なくありません。しかしながら、普段、権利化業務をメインに行っている方であっても、能力担保研修を受講することで、また特定侵害訴訟代理試験に合格し付記登録を受けることで、ご自分の仕事の成果として権利化された特許等が、係争の場面においてどのように活用されるのかのイメージを描きやすくなると思います。それだけでも、出願（権利化）の仕事をする上で役に立つと思います。

少しでもご興味があれば、能力担保研修の受講をご検討いただけると幸いです。

5. 実務修習

弁理士試験合格者等を対象とした実務修習は、今年度もライブ配信により実施する予定です。今年度は、実務修習を受講する修習生の起案の提出のデジタル化を進めるとともに、提出された起案の電子データを講師に送るなど、少しずつではありますがデジタル化を進めていく予定です。また、実務修習の申込やテキスト等のデジタル化に向けた検討も進めていきます。

なお、実務修習の修了式は、前年同様にリアルで開催する方向で企画しています。

6. その他の研修

弁理士育成塾、知財ビジネスアカデミー、付記弁

理士向け研修など、演習形式なども織り交ぜた研修についても、リアルでのメリット、ライブ配信でのメリット等も考慮しながら、受講生のニーズに対応して実施しています。

7. システム改修

当初、ライブ配信研修を受講するためには、受講する会員に届くメールのリンクからZoomにアクセスする運用としていましたが、研修システムから直接Zoomへのアクセスを可能とすることで、会員の利便性を向上させました。このシステム改修により、研修システムへのアクセス集中によるトラブルも発生していましたが、現在では改善しております。

弁理士会が、会議等を含めてZoomからTeamsに変更するのに伴い、いずれライブ配信研修もZoomからTeamsに変更することになるかもしれません。また、上述した新しい倫理研修の開始に向けて、研修システムの大幅な改修も必要となります。さらには、研修システムは、弁理士のみがアクセス可能なシステムではありますが、実務修習のデジタル化の進行に伴い、実務修習生専用のシステムを構築するのが良いのか、研修システムの一部に実務修習生がアクセス可能とするシステムを構築するのが良いのかなども含め、中長期的な視点で研修システムの改修について検討しています。

8. 最後に

以上、研修所の報告となります。主に会員向けの研修を運営する研修所においては、会員の先生方により良い研修を提供できるように、かつ会員の先生方の研修受講の利便性を高めるように、日々検討しております。引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

以上



中央知的財産研究所の活動報告

中央知的財産研究所所長 中 村 仁

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所は、発足30年目を迎えます。当研究所の特色は、次の点にあります。

(1) 豊富な研究陣

知的財産分野で活躍している学者・弁護士などの外部研究員と実務家である会員の内部研究員とが一緒になって、知的財産に関する共通のテーマについて研究を行っています。アカデミックな視点と実務家の視点とをミックスさせることで地に足が付いた研究を行うことができるというメリットがあります。

(2) ホットで関心が高い研究テーマ

実務系委員会へのアンケートなどにより、会員が最も興味を持つテーマを選定しています。1つのテーマを中心に、各研究員が様々な視点から研究を行い、厚みのある研究成果が得られるようになっております。

(3) 研究成果のタイムリーな発信

当研究所の研究成果は、「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に還元している他、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

また、「会員向け研究発表会」及び「公開フォーラム」を開催して、研究成果を還元しております。

平成30年度よりWeb上での論文公開を開始いたしました。また、ホットなテーマをいち早く発表しようという趣旨で、「別冊パテント」発行前の論文単体での「早期公開」も行っています。最新の研究成果を弁理士会のHPから是非御覧下さい。

(4) シンクタンク機能

当研究所では、日本弁理士会が知財関連法規の改

正提案を積極的に行えるように、「知的財産推進計画」を検討して改正項目を提案するシンクタンク機能としての役割も果たしています。

2. 研究活動

当研究所では、研究テーマ毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、東京に3部会、関西に1部会設置し、それぞれ次のようなテーマについて研究を行っています。研究員については、弁理士会のHPで公開されておりますので、そちらをご覧ください。

(1)「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは－権利成立段階と権利成立後の両面から－」(2024年7月1日～2026年12月31日)

適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書のあり方という問題は、弁理士業務においては実務に直結した重要な事項です。

今回は、権利成立段階と権利成立後の両面から、クレーム、明細書、補正、分割等に関する研究を、実務的観点からさらには理論的観点からも行っています。

研究報告は、令和8年12月末までに別冊パテントとして発行する予定です。

(2) 関西部会

関西部会では、昨年度まで「Society 5.0に適合する知的財産保護の制度のあり方－更なる研究－」というテーマで研究活動を行い、令和7年2月に別冊パテントを発行しました。

現在、次の研究部会立上げのため、研究テーマの公募など準備を行っています。

令和7年以内に新規研究部会をスタートさせる予定です。

(3)「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」(2023年12月1日～2025年8月31日)

当研究所は、永年にわたり、商標法を中心とした標識法の研究を積み重ねてきました。知的財産法分野における標識法の重要性及び独自性に鑑みれば、今後も地道に標識法分野の研究を続けていくことが肝要です。一方、AIやメタバースなどの現代的課題を研究するためには、複数の法域にわたって横断的に検討していく広い視野が必要です。また、実務系の委員会などから意見募集を行ったところ、不正競争防止法における一般条項や意匠法などに関する研究要望が出されており、標識法以外の法域における現代的課題についても、実務家の関心が高いことが伺えます。

そこで、本研究部会では、標識法を中心としつつ、知的財産法上の現代的課題をカバーするテーマを研究しています。

令和7年度中に別冊パテントを発行し、研究成果を発表します。

(4)「知財と経済－技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯－」(2024年4月1日～2025年9月30日)

近年、デジタル技術の高度化と電子商取引のグローバル化にともなって、インターネットの生態系に出現した巨大プラットフォームを中心とする市場の独占化・寡占化が進行しつつあり、業種横断的な競争制限行為への懸念が高まっています。

しかし、デジタル・プラットフォームへの適切な規制のあり方について、各国・地域の規制機関や競争当局の間で十分な合意は得られていないのが実状です。

本研究部会では、技術集約的なサプライチェーンにおける知的財産制度の権利行使と競争政策が交錯するこれら領域における望ましい政策のあり方を法学と経済学の双方の視点から検討します。

令和7年度中に別冊パテントを発行し、研究成果を発表します。

3. 研究成果の発表

(1) 会員向け研究発表会の実施

例年、会員が興味を持っているテーマについて、会員向け研究発表会を開催しています。

令和6年度は、「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」研究部会が担当し、オンライン形式で実施しました。

令和7年度は、「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは－権利成立段階と権利成立後の両面から－」研究部会が担当して開催予定です。

(2) 公開フォーラムの実施

例年、会員だけでなく外部へも開放して、公開フォーラムを開催しています。

令和6年度は、「知的財産と経済－技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯－」研究部会が担当し、3月に東京を会場としてリアル形式で実施し、60名の参加をいただきました。

令和7年度は、「知的財産と経済－技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯－」研究部会と関西部会のコラボ開催を予定しています。

(3) 合同研究部会の実施

例年、各研究部会の研究員の交流と情報交換を図るため、全ての研究部会合同での研究部会を12月に開催しています。講師は現役の裁判官にご登壇いただき、その後、懇談の場も設けています。今年も12月末に開催予定で準備を進めています。

4. 研究成果のウェブでの公開の仕方について

現在ウェブ上で公開されている学術論文は、DOI (Digital Object Identifier) と呼ばれる仕組みにより管理され、DOIを利用して論文へのアクセスや引用が行われることが一般的です。別冊パテントのウェブ公開論文についても、研究員の賛同の上、DOIを利用しています。

5. 別冊パテント電子化

別冊パテントは、第31号（2024年度発行）から電子化しています。電子化により、印刷や発送の費用

削減が図られています。

電子書籍化された別冊パテントについては、日本弁理士会から発出される電子メール、および、日本弁理士会ホームページ等にて、会員に対して発行を周知していますが、電子メール等は冊子に比べ会員の目に留まりにくいいため、閲覧数が減るという問題が想定されます。

この問題については、同様の問題を有する月刊パテント担当の広報活動センターと情報共有・意見交換しつつ、電子化後の閲覧件数増加の対応も検討を始めています。

6. 終わりに

当研究所では、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。今後とも、ご支援、ご鞭撻を宜しくお願いいたします。

知的財産支援センターについて

知的財産支援センター 副センター長 保坂延寿

1. はじめに

発足後間もない知的財産支援センター（以下「支援センター」）に所属させて頂いたことがありました。当時はすべてが新しい試みであり、手探り状態でした。小学校の出前授業については東海支部が先行していたものの関東の会員はほぼ未経験でした。「負担」と「立替」2本立ての出願援助は立替金の回収に苦労しました。中小企業支援の事業部では支援センターにできること探しが続いていました。

その後15年振りに戻ってきた支援センターは、生まれ変わっていました。関東を含む全国に支部（のちに地域会）ができ、支援活動がシステムチックに動いていました。支援センターの事業部の構成も変わり、より洗練された組織になっていました。こんなにも変わるものなのか、そう思いました。

ただ1つ、センター長から運営委員まで、支援センターの皆さんの熱量だけは変わっていませんでした。メンバーは入れ替わっているのに。熱意溢れる皆さんと一緒に仕事ができる支援センター、楽しくて仕方ありません。

さて個人の感想はこのくらいにして、現在の支援センターの活動を紹介いたします。

支援センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関して支援を行う附属機関です。主なミッションは以下の3つです。

- 知財教育支援（小中高校、大学、高専）
- 出願援助
- パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト

2. 小中高校における知財教育支援

(1) 知財授業

全国の小中高校での知的財産に関する出前授業のサポートをしています。また知財授業の対象を公益社団法人発明協会が運営する少年少女発明クラブにも拡げています。講師は当該小中高校あるいは少年少女発明クラブの所在地に応じて、各地域会から選出させていただきます。

(2) 知財授業の講師となる会員の育成

講師未経験の会員が初めて知財授業を行う場合の助けとなるよう、授業の内容や進め方を解説する研修を実施しております。

(3) 知財授業で使用するコンテンツの作成及び改訂

工作コンテンツや動画コンテンツの新規作成及び改訂を行い授業用コンテンツの拡充を図ると共に、利用し易いコンテンツとするために手引き書等の作成にも取り組んでおります。特に、関東、東海、関西以外の6地域会の会員が講師として継続的に知財授業を行う事が出来るようにサポートしていきます。

3. 大学における知財教育支援

(1) 知財講義

各大学の要望に応じて知的財産に関する講座を提供しています。講座の開設、講師の選定、講義のフォローアップなど、各大学に所定の期間に限った無償の支援を行っています。各地域会や各種委員会／附属機関にご推薦頂いた講師の先生方とともに、魅力ある講義の提供に努めています。学生だけでなく教職員向けのセミナーの依頼にも対応しています。

(2) UNITT支援

UNITT（一般社団法人大学技術移転協議会）のアンニアル・カンファレンスに賛助会員としてセッションを提供しています。技術移転、知財管理／活用、産学連携など、時代に即してテーマを選択し、専門の講師をお招きして議論を深めています。例えば各大学での農水知財やAIにおける知財の取り扱いなどのセッションは、多くの参加者が聴講されています。

(3) 大学スタートアップ支援

起業に興味がある大学等の教職員や学生（例：起業部等に所属する学生）を対象に、起業における知財の重要性を教育する大学発スタートアップ知財教育事業にも力を入れています。オンライン／リアルセミナーを定期的に開催し、主にスタートアップ企業／教育関係者を講師として招いて、スタートアップにおける知財の活用事例を学ぶ機会を提供しています。

4. 高専における知財教育支援

(1) セミナーの企画・運営

全国51校の国立高等専門学校（国立高専）を設置する独立行政法人国立高等専門学校機構と日本弁理士会との協定に基づき、セミナーの企画・運営を行っています。このセミナーでは、各高専の様々なニーズに対応するため、以下の5つのコンテンツを使って学生に対して講義を行います。

- 概要編（知財制度のガイダンス）
- 演習編（発明トレーニングセミナー）
- 権利行使編（侵害の成否検討）
- 調査編（J-PlatPatによる特許・商標調査）
- オリジナル編（地域会選出の正講師が作成）

また、随時セミナーの新コンテンツの企画・制作を行っています。

(2) 発明発掘プロジェクト

高専支援の新規事業として令和6年度から「目利きの弁理士によるキラリと輝く発明発掘プロジェクト」を開始しました。高専ロボコン（全国高等専門学校ロボットコンテスト）などの高専対抗の各種コンテストの出場作品の中から、出願支援対象を選定

し、目利きの弁理士が発明発掘して権利化までを支援する事業です。令和7年3月、第1号特許が成立したところです。

5. 出願援助

(1) 特許出願等援助

特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及びこれらに関連する手続（以下「特許出願等の手続」）に必要な資金を確保することが困難な方々に対して、手続費用の一部を援助しています。

支援センターでは、発明等の有用性又は事業活動の有用性、及び援助対象者の資力要件を審査します。援助が決定すると、日本弁理士会が手続費用（弁理士報酬及び特許庁費用を含む）の一部を負担します。

出願費用の援助により、技術立国である日本の産業の発達に微力ながらも寄与したいと考えています。

(2) 特許出願等復興支援

令和6年能登半島地震の被災地域の方々を対象に、特許出願等の手続の費用を援助しています。

この復興支援においては、援助対象者の資力要件の代わりに「令和6年能登半島地震に起因した被害を受け、指定被災地域に住所又は居所を有する個人又は中小企業であって、日本弁理士会が指定する機関から推薦又は紹介を受けた者」であることを要件としています。令和6年度に例規を改正して頂き、さらに迅速に対応できる体制を作りました。令和7年度は一層の利便性向上を目的とした改善を検討中です。

被災地の一日も早い復興を祈念しています。

6. パテントコンテスト・

デザインパテントコンテスト

パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト（以下「本コンテスト」）は、高校、大学、高専の学生に自ら考えた発明・デザインについて応募して頂き、選考を通過したものについては表彰するだけでなく、特許庁への出願支援も行うものです。

文部科学省、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、及び日本弁理士会の共催で、世界的所有権機関（WIPO）が後援しています。

支援センターでは以下の事業を行っています。

（1）応募前セミナー

応募前に知財制度を理解し、知財や弁理士を身近に感じてもらうためのセミナーを実施しています。

（2）選考と落選コメント作成

応募作品の選考と、落選者への個別のコメント作成を行っています。落選者全員に知財専門家である弁理士によるコメントを付けることは、他のコンテストにはない特色の一つです。

（3）出願指導

各地域会から出願指導弁理士をご推薦頂き、選考を通過した学生への出願指導を行うことにより、特許権又は意匠権の取得の手続を実体験してもらいます。日本弁理士会にしかなし得ない、実践的な知財教育が本コンテスト最大の特色になっています。

支援センターは、各教育機関、地域のニーズに対応し、これからも挑戦を続けていきます。ぜひ支援センターへのご支援のほどお願い致します。



知的財産経営センター長挨拶

知的財産経営センター長 井 上 佳 知

1. 本年度の基本方針

知的財産経営センターは、知財経営をワンストップで支援することを目的として、知財経営に関連する各種委員会・附属機関を統合した組織として2017年4月に設立され、今年で設立8年目を迎えます。最初の3年は各組織に対応する事業本部を設けた事業本部制を採用していましたが、その後、事業本部制を解消し、各事業本部の垣根を外して知見の相互活用や、統合的事業の実行がさらに図られる体制としました。

知的財産経営センターでは、設立当初から、企業等における知的財産を事業に活かす経営（いわゆる知財経営）や、知的財産の価値評価に関連する様々な事業を行っています。本年度も、スタートアップ企業や中小企業における知財経営支援や知財価値評価の普及などを通じて、知的財産が企業経営に資する財産であることを、世の中に広く知らしめていきたいと考えています。

2. 本年度の重点事業

本年度事業における5つの柱は以下の通りです。

- (1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化
- (2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化
- (3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み
- (4) 常務会による総務活動の充実化
- (5) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

3. 事業概要（各論）

- (1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化
 - 1) 弁理士知財キャラバン事業の充実化

弁理士知財キャラバン事業（知財経営コンサルティング）を実行することによって、スタートアップ企業・中小企業における知財経営を支援しています。弁理士知財キャラバンにはオブザーバー制度が設けられており、知財経営コンサルティングの現場を通じて、OJTによる会員のスキルアップを図っています。

また、昨年度より、事業承継に特化した「事業承継支援版」弁理士知財キャラバン事業を実施しており、これまで事業承継に際して見落とされがちであった知的資産の定性的評価を提供しています。

本事業によって、省庁や中小企業支援機構などの外部団体からの要望に即して、中小企業・スタートアップ企業等の支援を行っています。

本年度は、「特許庁・INPIT・日本商工会議所・日本弁理士会の4者」に中小企業庁が加わり、日本弁理士会（地域会）・INPIT（地域ブロック）・特許庁（経済産業局）・中小企業庁によって「知財経営支援のコア」を形成し、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」を構築し、全国の商工会議所等を通じ、各地域の中小企業やスタートアップ企業等の知財経営支援を強化・充実化させることになりました。知的財産経営センターは、全国の地域会とも連携をして、この知財経営支援ネットワークに関する様々な事業を実行しています。

2) ビジネスプランコンテスト

知的財産経営センターでは、ビジネスプランコンテストを通じて、スタートアップ企業を支援しています。また、ビジネスプランコンテス

トの入賞者には、知的財産経営センターにこれまで蓄積されてきた支援スキルやメニュー（弁理士知財キャラバンなど）を駆使して、スタートアップ企業を知財面からサポートしています。

(2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化

1) 知的財産活用表彰を通じたプレゼンスの向上

知的財産経営センターでは、経済産業省主催の知的資産経営WEEKへの参加イベントとして、知的財産活用表彰を実施しています。

知的財産活用表彰では、受賞企業にスポットライトを当てることで、企業における知財活用の促進を図ると共に、知的財産活用表彰の広報の充実化を図ることで、日本弁理士会のプレゼンスの向上を図っています。

2) 会員が関与する知財活用の活性化

知財マッチングサービスにより、知財活用への会員関与を促進しています。

また、知財ビジネス評価書・提案書、知的資産経営報告書、経営デザインシートなどの経営分析ツールの更なる利用促進に取り組んでいます。

(3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み

1) 会員の知財コンサル能力の向上のための取り組み

知的財産経営センターでは、知財経営コンサルティング研修の充実化と、知財経営コンサル手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財経営コンサルに関する基礎的能力を向上させ、知財経営コンサルタントの育成を図っています。

2) 会員の知財価値評価スキルの向上、及び、知財価値評価の普及のための取り組み

知的財産経営センターでは、知財価値評価研修や、知財価値評価手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財価値評価に関する基礎的能力の向上を図っています。また、知財価値評価の外部要請に的確に対応できるよう、高い知見を有する価値評価人の育成にも努めています。さらに、知財価値評価を組み込んだ知財経営コンサルなど、知財価値評価の対外的な事

業を試みることで、弁理士による知財価値評価の普及を図っています。

(4) 総務活動の充実化及び一元化

総務活動を常務会に一元化することにより、効率性、統合性を確保しています。例えば、広報の一元化により、効率的に広報宣伝活動に取り組んでいます。また、総務担当を明確化することにより、事業の実効性を高めています。

(5) その他

1) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

知的財産経営センターでは、外的な事業を実行するために必要なプロジェクトチームとして、以下のプロジェクトチームを設置しています。

- ・スタートアップ価値評価PT
- ・企業価値担保権PT
- ・知財活用評価PT
- ・JPAA知財活用講座PT

これにより、外部の附属機関・委員会等と連携を図り、様々な対外的活動を行うことが可能となっています。

また、知的財産経営センターでは、本センターの事業活動に資する研究を行うためのプロジェクトチームを必要に応じて設置してきています。

プロジェクトチームの研究テーマは常務会で選定し、その研究結果を事業部にフィードバックすることで、本センターの将来の事業活動に資することが期待されます。

2) 知財価値評価評価人の選考

昨年来、裁判所のみならず行政・民間企業からも、知的財産の金銭的価値を評価する評価人の推薦依頼を受けています。知的財産経営センター（評価人選考委員会）では、依頼を受けて、事案に応じて適切な評価人を選考し、推薦しています。

3) 知財ビジネス評価書事業への対応

知的財産経営センター（知財ビジネス評価書対応WG）では、特許庁が実施している知財ビジネス評価書事業について必要な対応をしています。

以上



国際活動センターの活動報告

国際活動センター センター長 大沼加寿子

1. はじめに

国際活動センターのセンター長を拝命しております大沼加寿子です。本年度は任期2年目となり、本原稿執筆時点では、残すところあと7か月の任期となりました。何とか無事に任期を全うしたいと思っております。

2. 国際活動センター

国際活動センターは、2005年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設置され、今年で設立20年目を迎える組織です。私が弁理士登録をしたのは2004年11月30日であり、センター設立とほぼ同時期に弁理士としての歩みを始めたことになります。当時はセンターの存在を全く知らなかった私が、現在ではセンター長としてその活動に携わっていることに、不思議なご縁を感じています。

さて、本センターですが、海外への代表団派遣や、海外知財関連団体を迎えてのレセプション開催など、華やかな活動が目立ちがちです。しかし、これらはすべて、日本弁理士会の会令に基づく目的と事業の範囲に沿って実施されているものです。

本センターは、「知的財産の保護及び弁理士業務に関して日本弁理士会の国際活動を継続的かつ統一的に行い、もって知的財産制度の発展に寄与すること」を目的としており（会令第68号第2条）、その目的を達成するために、国際的な知財動向や制度の調査・研究、弁理士の国際活動への対応、諸外国の知財制度に関する情報の収集・提供、我が国の制度情報の海外発信、国際関連事業の実施、国際機関や諸外国の関係団体との交流・会合の開催など、多岐にわたる事業を行っています（同第3条）。

これらの事業を担う組織として、海外の知財情報の収集および研究を行う「外国情報部（米州部、欧州・アフリカ部、アジア・オセアニア部）」、我が国の知財制度や弁理士制度に関する海外への情報発信を担当する「日本情報発信部」、国際政策に関する調査研究（主にWIPOで開催される国際会議に関する調査研究）を行う「国際政策研究部」が設置されています。これらの部では月に1回の会合が開かれ、調査・研究活動が行われています。

また、海外派遣事業や各国知財団体の来会対応事業については、その都度「プロジェクトグループ（PG）」を組織して対応しています。部会で得られた知見を活かし、PGに参加して各国の知財団体と情報・意見交換を行うというのが、部会とPGとの関係性です。

3. 今年度の活動

次に、今年度の活動状況を簡単にご紹介します。まず、4月上旬にFICPI（国際弁理士連盟）、AIPLA（米国知的財産法協会）、6月上旬にCNCP（フランス弁理士会）が来会し、クローズドな意見交換会および会員向けセミナーが開催されました。

7月中旬には韓国を訪問し、KPAA（韓国弁理士会）との意見交換会、KPAA会員向けセミナーを実施しました。また、北村会長、小谷副会長、高橋（雅和）副会長は、韓国特許庁長官や韓国コンテンツ振興院の方々との意見交換も行いました。本年度の知財推進計画ではコンテンツに重点が置かれていることもあり、同振興院との意見交換の機会を持てたことは有意義だったと思います。

さらに、9月にはIPO（米国知的財産権者協会）の

年次大会、中華商標フェスティバルに参加し、10月にはAIPLA日本部会との意見交換会およびUSPTOとの意見交換会を予定しています。

このほか、11月下旬には2年に1度の欧州訪問（イギリス、フランス、ドイツの弁理士会やEPO等への訪問）も予定されています。

これらの事業では、センター員が様々な知財トピックについてプレゼンテーションを行い、日本の最新の知財情報を発信するとともに、カウンターパートとなる団体からその国の知財情報を収集しています。

また、10月にWIPOマドリッド・プロトコル作業部会、11月にはハーグ作業部会が開催予定であり、センター員が参加予定です。日本弁理士会はこれらの会議にオブザーバーとして参加し、現地で代理人として意見を述べることもあります。代理人の視点から規則改正等に意見を述べられる貴重な機会であり、非常に重要な役割を果たしていると考えています。

この他にも、WCO（世界税関機構）の総会やWCO主催のワークショップへの参加、EPOのユーザー会議へのオンライン出席も行っており、この会議には国際活動センターから選任された会員が正式な委員として任命されています。EPOに対し、直接意見を述べられる貴重な機会となっています。

4. AIPPI年次総会への参加

本年度、新たに発生したタスクとして、AIPPI年次総会でのブース設置および総会終了後のイベント開催があります。

ご存じの方も多いと思いますが、本年度のAIPPI年次総会は9月に横浜で開催され、日本弁理士会はブラチナスポンサーとしてブースを出展する予定です。また、総会終了後にはクルーズ船を用いたイベントも予定されています。このため、PGを設置し、水野裕啓リーダーを中心にPGメンバー全員で現在準備を進めているところです。いずれも前例のない企画のため、試行錯誤の連続ですが、楽しみながら取り組んでおります。

5. おわりに

このように国際活動センターでは、海外関係団体との交流をはじめ、国際会議への参加や各国制度に関する情報収集・発信を通じて、わが国の知財制度の発展と、弁理士制度の国際的なプレゼンス向上を目指し、日々活動を行っております。そして、これらの活動は、特定の個人の力によって成り立つものではなく、多くの熱意あるセンター員の皆さんの参加と協力があってこそ可能となっています。

また、国際活動センターの取組を通じて、改めて感じているのは、私たち弁理士が国際的な環境の中で日々求められている役割の変化と広がりです。国や地域によって知財制度や運用の実情は異なり、企業活動のグローバル化が進む中で、そうした違いを理解し、的確に対応することがこれまで以上に重要になっています。

その意味でも、センターが行う情報収集や意見交換、制度の発信といった活動は、国内外の実務の接点を見つめ直す機会となり、弁理士業務の実務にも少なからず資するものと考えております。引き続き、こうした場づくりを着実に進めていくことが、センターの使命であると受け止めております。

任期も残り少なくなってきましたが、引き続き弁理士会の国際活動をより意義あるものにしていくよう尽力してまいります。どうか今後とも、温かいご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



広報センター活動について

広報センター副センター長 羽 鳥 亘

(1) 本年度の活動基本方針について

本年度、広報センターは、下記2点を基本方針として活動しております。

- ① 知的財産の保護及び弁理士業務に関して日本弁理士会の広報活動を継続的かつ統一的に行う。
- ② 知的財産制度の発展に寄与することを目的とし、弁理士の認知度向上につながる広報戦略と本年度執行部の事業計画に従って事業を行う。

(2) 本年度の重点事業について

本年度の広報センター重点事業として、下記3点を掲げて④に示す各部会で具体的な活動を行っております。

① 弁理士の職業認知度向上

弁理士の認知度向上を図る事業として、R4年度にて広報戦略5年計画が終了しました。令和5、6年度は弁理士の名称認知度だけでなく、職業認知度を向上させるべく、新たな広報戦略を行っておりますが、令和7年度も引き続き、職業内容の理解度向上につながるとともに、各地域会の実情及び時代背景に応じた費用対効果を重視した施策の検討を行います。

また、例年通りの継続した広報活動、記者会見・メールマガジン、SNS等、コロナ禍に応じた様々な手法を活用し、メディアに対する情報発信を実施し、弁理士の認知度向上を図ります。

さらに、日本弁理士会が展示会へ出展することにより弁理士の認知度向上を図り、あわせて展示会出展におけるノウハウの蓄積、展示会出展に対する効果等についての検討を行います。

② 知財普及活動

子供向けの広報を継続的に行います。令和7年度は、「おしごとくぶつかん」、「幼児・児童向け職業体験施設への出展」における広報について引き続き企画・検討を行います。

③ 既存事業の実行と見直し

広報戦略とは別に、継続すべき既存事業（会誌「パテント」や広報誌「パテント・アトニー」の発行、ノベルティグッズの制作等）についても引き続き実行します。また、各地域会、他機関の求めに応じたツールの作成も引き続き実施します。

④ 各事業部の活動内容について

(i) 総務部

本センターの運営及び活動に関する企画及び立案、全体の事務的な管理、会員に向けた情報の提供及び管理を担当しています。

昨年度は、弁理士会ウェブページの「クリエイターの皆様へ」について、を作成し、また、広報センター内部における眠っているコンテンツの見える化について、具体的な運用方法を確定し、本年度から運用しています。ボイラープレート(子供バージョン)も新たに作成しました。

(ii) 第1事業部

各種媒体広告、その他のイベントを活用した広報に関する事項インターネット利用者、新聞・雑誌等の読者などの一般人に対して、弁理士及び日本弁理士会を広く認知させる活動をしています。

「愛ではアイデアは守れない。」のキャッチフレーズ付きボールペン作成や、おしごと年鑑の内容(万

博関連)を検討中です。

(iii) 第2事業部

記者会見、その他マスメディアを活用する広報に関する事項新聞記者、その他マスコミに対して、日本弁理士会、知的財産に対する情報を提供すると共に、良好な信頼関係を構築する活動をしています。

役員を対象にしたメディトレや、メルマガの発信・記者説明会の実施を行っています。

(iv) 第3事業部

広報誌「パテント・アトニー」の発行を担当しています。また、紙媒体、電磁的記録媒体、TV媒体、及びウェブサイトを用いた広報に関する事項を担当しています。

「印刷物班」⇒・パテントアトニーの出版・弁理士ジョージに掲載する内容検討・はっぴょん通信の発行。

「HP班」⇒・弁理士を紹介する北村次期会長の動画の作成。

(v) 会誌編集部

会誌「パテント」の企画及び編集を担当しています。

(vi) 広報戦略WG

全世代オールターゲットにおける、弁理士の認知向上(特に、認知度が低い20代30代ビジネス層を主ターゲットとする)を、主にマスメディアを通じた手法により実施しています。広報戦略事業者の選定や広報戦略の実行を行っています。

(vii)「コンテンツ東京2025」PT

スタートアップ企業やベンチャー企業にとって「コンテンツ」「デザイン経営戦略」が必要不可欠で、意匠・商標・著作権・不正競争防止を総合的に活用する事の重要性及び、知的財産全般に関する専門家である弁理士を活用することの重要性をPRする事、を目的に出展しています。この展示会の中で、若手会員に講演チャンスを与えるため、意匠委員会・商標委員会・著作権委員会・不正競争防止法委員会、特許委員会から、若手会員をミニセミナー講師として多数選出して頂き、切れ目なく連続してセミナーを開催しています。

(3) 本年度の新規検討概要について

広報センターへの新たな諮問事項として、「1. 会内の活動のうち、外部に向けて発信すべきコンテンツを、タイムリーにキャッチし、適切な方法で広報するための仕組み作りの検討及び実行」が出されました。

具体的には、北村会長からの、「弁理士会内に埋もれている各委員会等の情報も含め、会員及び外部に向けて情報発信できるものに関して、迅速かつ慎重に情報発信を行い方策に関し、新たな提案・仕組み作りを広報センターで行って貰いたい」との意向を受けて、センター内に「会務広報WG」(WG長 羽鳥)を設置し、検討を行っています。

WGにおいては、「(i) 弁理士会内の情報が点在しており、この点在する情報を一元化して発信すべき。(ii) 会員に対して直接届くような発信をして貰いたい。(iii) 対外的広報戦略担当の広報戦略WGとの調整必要。(iv) 弁理士会のメールが多く、見ていない会員が多い。(v) カレンダー等で情報発信の際には情報の一元化が必要。(vi) 電子フォーラム・電子メールは、会員が見ていないので、LINEの公式アカウントを開設し、会員向けに発信した方が良い。次のステップとして対外的にもこのアカウントを使用することができる。」等の意見が出され検討を行っています。

(4) 現状に対する問題点及び解決方法の検討について

現状、イベントが開催された後の会員への情報発信が遅く、終了報告書を役員会に提出する等で開催後から発信まで2か月程かかりますが、この問題点に対する解決策としては、下記のような方策が検討されています。

(i) 写真と簡単な文章のみを載せる等で、まず迅速な情報発信を行い、詳細は弁理士会HPへのリンク等で見て貰う方法について検討。

(ii) 文章作成を会員が行うのは負担が大きすぎるので、外部ライターを使用し、外注する事の是非についての検討。

(iii) 情報発信をする際に必要性に応じてカテゴ

リーに分けて発信する方策に関する検討。

(iv) 本年度、10～11月に開催される外部向け複数のイベントを対象とする運用テスト実施に関する検討。

今後、「弁理士会内に埋もれている各委員会等の情報で、会員及び外部に向けて情報発信できるものに関して、迅速かつ慎重に情報発信するための具体的な検討」を順次行い、弁理士会が外部において開催したイベント等を外部ライター等に依頼し、直接取材若しくは電話等で会員にインタビューを行い、A4：2枚程度の文章を作成し、配信記事として公式LINEやX（新規に開設）で、会員及び外部に向けて情報発信を行う等の具体的な仕組みづくりを行っていきます。

以上



日本弁理士政治連盟（弁政連）の活動について

日本弁理士政治連盟会長 福田 伸一

1. はじめに

令和7年5月27日付開催の日本弁理士政治連盟理事会で会長に再任され、現在、二期三年目の会長として活動しております。

会員の皆様には、日頃から日本弁理士政治連盟に活動にご支援・ご協力を頂き、厚く御礼申し上げる次第です。

さて、昨年の日弁会報への執筆から1年程度が経過しました。

その間、自由民主党総裁選から首班指名の流れの中で石破内閣が誕生し、海の向こうでは第二次トランプ政権が誕生しました。また、令和6年秋の衆議院選挙と本年夏の参議院選挙という2つの国政選挙がおこなわれ、衆議院・参議院が少数与党（自由民主党・公明党）という状況になりました。特に参議院選挙は既存政党ではなく、SNS等を効果的に用いた新興勢力から多くの候補者が当選したこともあり、従来型の国政選挙とは異なったフェーズに移行していることを強く感じました。

経済環境については、何といても米国との関税問題が中心であったと思います。どうやら、日本との相互関税が10%から15%に引き上げられることは大統領令署名に基づく確定事項のようですが、まだ、自動車関税については合意の段階にとどまっており、引き下げ時期は明らかになっていません。各種業種の多数の企業の集合体とも言える自動車の関税が日米間税協定の合意レベルである27.5%から15%に引き下げられるタイミングにより、我国経済も大きく変化すると思われます。

知的財産関連については、6月に発表された知的財産推進計画2025において、産業財産権制度の改正（検

討）について、多数、触れられておりました。例えば、外国語書面出願（特許）の翻訳文の扱いは弁理士業務に直結するものであると共に、外国語特許出願（PCT移行）の翻訳文の扱いへの波及可能性等、注視する必要があると思われます。

政治、経済、知財といった弁理士を取り巻く環境が大きく変動すると共に、生成AIの高度化と普及による士業の専権業務への影響が注目される昨今において、日本弁理士政治連盟は、設立趣旨を忘れることなく、日本弁理士会をしっかりとサポートしてまいる所存であります。

2. 弁理士政治連盟の存在意義

日本弁理士会は経済産業省（特許庁）の監督下にある公益特別法人であり、前述のように「霞が関」の住人として位置づけられます。そして、日本弁理士会は弁理士及び弁理士法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び弁理士法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督を行うことを目的としています（弁理士法第56条）。すなわち、日本弁理士会の活動は上記規定に定められは範囲内であればなりませんので、自由に「永田町」で政治的活動することは慎まなければならないとされています。

上記事情により、昭和49年、弁理士会の幹旋決議により「永田町」で活動する組織として日本弁理士政治連盟が設立されました。

日本弁理士政治連盟は、「永田町」＝「政治」というフィールドで活動することにより、「霞が関」で活動する日本弁理士会をサポートする役割を担っているのです。

3. 弁理士政治連盟の主な活動

弁理士政治連盟の主な活動として、弁理士／知的財産制度に理解を示す国会議員の政治資金パーティー（勉強会、国政報告会等）への参加、議員会館における国会議員との意見交換（ロビイング）をあげることができます。ちなみに、上記政治資金パーティーという華やかなイメージがありますが、最近では旧来型の立食パーティーは減少傾向にあり、どちらかといえば経済、外交というような喫緊の時事問題の勉強会形式が増加傾向にあります。

日々の地味な活動の積み重ねで顔と名前を憶えてもらうことにより、例えば国会内委員会／政党で審議されている知的財産や産業政策に関する各種情報をいち早く入手し、また、議員会館に出向いてロビイングを行うことが可能になります。

特に、弁理士法改正は数多くの国会議員の力を得なければ成し遂げることができません。また、殆どの場合、弁理士法改正には反対勢力が存在します。そのような場合、一人でも多くの味方（国会議員）を得て審議の円滑化をはかることは極めて重要であるということができます。

4. 議員連盟

現在、弁理士／知的財産については、名称は少々異なりますが、殆どの政党に議員連盟が存在します。

- ① 自由民主党（弁理士制度推進議員連盟、会長：小林鷹之衆議院議員）
- ② 公明党（知的財産制度に関する議員懇話会、会長：赤羽一嘉衆議院議員）
- ③ 立憲民主党（弁理士制度・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：大串博志衆議院議員）
- ④ 日本維新の会（弁理士制度・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：浅田均参議院議員）
- ⑤ 国民民主党（国民民主党と無所属議員による弁理士制度改革・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：古川元久衆議院議員）

この議員連盟は、弁理士及び知的財産制度に理解を示す国会議員のまとまった声を国会政権に伝える組織として、私たちの政策要望（特に弁理士法改正要望）を後押しする貴重な存在です。

5. 地域活動

弁理士は、弁護士、税理士、行政書士と比較して大都市に偏在しているという特徴があります。そのため、選挙区選出の国会議員との関係を深めることは容易ではありません。

しかしながら、最近では弁理士政治連盟の副会長／理事に東京、大阪、名古屋、福岡以外の会員にも就任していただき、本会の地域会の役員と共に地域選出の国会議員との関係を深めています。例えば、関西においては弁理士でもある櫻井周議員を囲む意見交換会を開催し、東海においては長く知的財産政策の実現に尽力いただいている古川元久議員を囲む意見交換会を開催しています。東京都においては、三選を果たした小池知事の支持母体である都民ファーストの会のみならず、各政党の都議会議員との関係を深めることで、東京都の知財関連予算要望を行っています。この地域活動は、今後も拡大していく必要があると考えています。

6. まとめ

弁理士政治連盟は、日本弁理士会（本会）の方針に沿って、本会の事業を達成するために必要な政治活動をおこない、弁理士制度および知的財産制度の発展に寄与するべく今後も活動してまいります。

とはいえ、その活動に際しては様々な費用が発生します。弁理士政治連盟は日本弁理士会とは別組織であるため援助を受けることはできず、会員の皆様からの会費のみによって運営されています。

是非とも、弁理士政治連盟の存在意義をご理解いただき、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

注：本稿は令和7年8月1日に執筆したものです。

